

## 小規模事業者緊急支援助成金を交付します

経済産業課商工労働係 ☎65-7144

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少し、経営に支障をきたしている町内の小規模事業者に対して、事業活動の維持または継続のための支援として助成金を交付します。

### 助成対象者（次の要件をすべて満たす事業者）

- 町内で令和元年12月末日までに創業しており、申請日時点において、継続して営業している小規模事業者（支店、フランチャイズ店は除きます。）

- 今後も事業を継続する意思がある事業者

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1カ月（令和2年2月から令和2年7月までの任意の月）の売上高が前年同月と比較して20%（小数点以下第2位を四捨五入して計算）以上減少している事業者。

※対象月の前年同月以降に創業した事業者の場合は、創業の翌月から令和2年1月までの月平均との比較

- 性風俗関連特殊営業事業者、宗教法人等は除きます。

- 市町村税等の滞納がない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除きます）

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業（卸売業・小売業）・サービス業	従業員5人以下

**助成金額** 1事業者につき10万円 ※1回のみ

**申請期間** 令和2年9月30日（水）まで

**申請方法** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

※9月30日（水）午後5時15分までに必着

郵送先 〒370-1192 玉村町大字下新田201 玉村町役場 経済産業課商工労働係 宛て

### 申請に必要な書類

- 玉村町小規模事業者緊急支援助成金交付申請書

※玉村町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問い合わせいただければ、申請書類を郵送します。

- 令和元年の確定申告書の控え等の写し（法人の場合は法人事業概況説明書控えの写しも添付してください）

- 売上高がわかる書類（減収月の売上高および前年同月の売上高がわかる売上台帳等の写し。申請者の氏名・押印があれば様式は任意）

- 他市町村にお住いで町内に事業所がある人は、住所地の市町村税納税証明書

## 玉村町臨時子育て支援金を支給します

健康福祉課社会福祉係 ☎64-7705

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援施策として、町独自の支援金を支給します。

令和2年4月27日時点で町に住民登録のある中学生以下の子ども一人につき1万円を、児童手当支給口座等へ支給します。

対象者へは後日通知を送付しますのでご確認ください。

## 令和2年度 玉村町ふるさとまつり

### 中止のお知らせ

経済産業課商工労働係 ☎65-7144

例年7月下旬に開催していた玉村町ふるさとまつりですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※同日開催の上新田・下新田地区の祇園祭についても中止となります。

# 個人番号カード受け取り 日曜窓口

住民課住民係  
☎64-7701

6月28日 / 7月26日 午前9時～午後1時まで

個人番号カードの受け取り日曜窓口は**予約制**です。利用する場合は、必ず平日の午後5時までにお電話にてご予約ください。ご予約がない場合のお取り扱いはできません。個人番号カードをまだ受け取っていない人はご予約の上、お早めにお受け取りください。

受け取りに必要な書類などについてはお問い合わせください。  
※代理人での受け取りについては、必ず事前にお問い合わせください。

【個人番号カード】



## 徴収猶予の特例制度 ができました

税務課  
☎(64)7704

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少して、一時に納税が困難な人を対象に、最大1年間の納税猶予の特例制度が受けられます。申請には申請書のほかに入入や預貯金の状況がわかる資料の提出が必要となります。なお、この制度は、納税を猶予するものであって、税金が免除されたり減額されるものではありません。詳しくは玉村町のホームページ、または税務課納税担当までお問い合わせください。

## 水道料金等の支払いの猶予 の相談を受け付けています

上下水道課  
☎(65)6691

対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少し、一時的に水道料金等の支払いが困難な個人・法人  
支払いの猶予の方法  
お電話にてご相談をいただいた後、お客様の状況に応じて対応させていただきます。

※支払いの「猶予」(納付期限

の延長や分割納付)であり、「減免」ではありません。電話での相談先 上下水道課料金窓口 ☎(65)6691  
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分

## 8月1日から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

住民課高齢者医療年金係  
☎(64)7702

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は令和2年7月31日(金)です。新しい被保険者証は、7月下旬までに、個人ごとに普通郵便で郵送します。普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、7月9日(木)までに高齢者医療年金係☎(64)7702までご連絡をお願いします。なお、後期高齢者医療被保険者証について詳しくは広報たまむら7月号をご覧ください。

## 歴史資料館からお知らせ

歴史資料館 ☎(30)6180

歴史資料館開館25周年記念  
第25回 企画展 「玉村町の食」  
「あの日食べたもの」開催  
玉村町では、何を育ててどのように食べてきたのかを中

心に展示して、玉村町の食をふりかえります。

会期 7月2日(木)～9月27日(日)

会場 歴史資料館内フリースペース

休館日 月曜日、7月23日(木)・24日(金)、9月22日(火)

時間 午前10時～午後4時

入館料 無料

ギャラリートーク日時

7月11日(土) 午後2時～2時30分

8月6日(木) 午後2時～2時30分

9月6日(日) 午後3時～3時30分

内容 担当学芸員による展示解説

会場 歴史資料館内フリースペース

※申込不要。参加費無料。

玉村町歴史資料館 夏休み体験学習会参加者募集

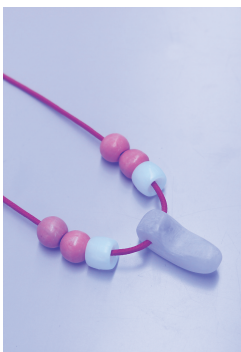
「勾玉作り」日時 8月4日(火) 午前の部 午前9時～11時 午後の部 午後2時～4時

場所 文化センター1階視聴覚室

対象 小学生

内容 「滑石」という硬い石を使用して古代人が実際に使用していたかたちに近い本格的な勾玉を作ります。

定員 先着24人(午前の部12人・午後の部12人)



6月1日号でお知らせした「埴輪作り」はコース①(じつくり)が7月18日(土)に、コース②(はじめて)が7月11日(土)定員先着24人(午前12人・午後12人)に変更となり、定員に達しました。

参加費 無料  
申込受付 7月3日(金) 午前8時30分  
※定員となり次第締め切りとなります。  
※保護者の同伴はご遠慮ください。  
申込方法 電話・FAX・メール・文化財係事務室窓口にて受け付けます。FAX・メールの場合は参加するお子さんの名前(フリガナ)、小学校名、学年、住所、日中連絡の取れる電話番号、希望の時間をご記入ください。  
申込開始時刻より前に届いたものは無効になります。  
連絡先 生涯学習課文化財係  
☎(30)6180  
☎(30)6183  
メールアドレス rekisi@town.tamamura.lg.jp

# 警察ヘリコプターの夜間飛行訓練の実施について

群馬県警察航空隊（群馬ヘリポート内） ☎027-264-3459

群馬県警察航空隊では、下記の通り夜間飛行訓練を計画しています。つきましては、地域住民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

**訓練の目的** 夜間における大規模災害、重要突発事案等が発生した際、人命救助、被害状況調査等の初動警察活動を迅速、的確に実施するための訓練を実施するもの

**訓練日時(予備日)** 6月22日(月)午後7時頃から(約1時間40分) [予備日: 6月23日(火)、24日(水)]

**訓練空域** ●群馬ヘリポート～沼田方面～群馬ヘリポート ●群馬ヘリポート～富岡方面～群馬ヘリポート

**その他** 緊急事案、気象状況等の都合により、夜間訓練を中止する場合があります。

## 夏休み短期集中水泳教室参加者募集!!



幼児(年長)/小学生対象の4日間教室です

●B&G海洋センター ☎64-5311●

**申込日時** 7月5日(日)より営業時間内に海洋センター窓口へ直接お申し込みください。

受付時間は午前10時～午後8時(月曜休館日)です。

**申込方法** 申し込みは一人一教室のみとなります。(各期先着順)

7月12日(日)以降は複数期の申し込み(定員未達の教室のみ)ができます。

**注意事項** 各期のキャンセルによる参加費の返金は1期[7月31日(金)]、2期[8月14日(金)]までとなります。

各期最終日に水辺の安全教室を開催します。(簡単な水難防止技術と着衣水泳を体験します)

海洋センタースイミングスクール在籍者は最終日に泳力テストを行います。(結果により進級します)

**参加費** 短期講習代 3,000円(税込)

**施設使用料** 1日につき、町内100円、町外150円がかかります。(スクール生対象外)

期	期間/対象	定員	時間	練習目標と対象泳力
1期	8月4日(火)～7日(金) (年長/小学生)	10人	9:00～ 9:55	水慣れクラス (当スクールラッコ/20/19級に適合) 対象:水にもぐる(または浮く)ことができない子 目標:けのび、背浮きの習得
		10人		浮き身・バタ足クラス (当スクール18/17級に適合) 対象:けのび(水に浮く)ができる 目標:推進力のあるバタ足の習得
		10人		クロールクラス (当スクール16/15/14級に適合) 対象:けのびから推進力のあるバタ足ができる 目標:クロール25m完泳 ※クロール習得に向けた特別クラスです。
2期	8月18日(火)～21日(金) (年長/小学生)	10人		水慣れクラス (当スクールラッコ/20/19級に適合) 対象:水にもぐる(または浮く)ことができない子 目標:けのび、背浮きの習得
		10人		浮き身・バタ足クラス (当スクール18/17級に適合) 対象:けのび(水に浮く)ができる 目標:推進力のあるバタ足の習得
		10人		クロールクラス (当スクール16/15/14級に適合) 対象:けのびから推進力のあるバタ足ができる 目標:クロール25m完泳 ※クロール習得に向けた特別クラスです。

## 新型コロナウイルスの影響による国民年金保険料の免除申請について

住民課高齢者医療年金係

☎(64)7702

令和2年5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除の手続きが可能になります。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能になります。

詳しくは、前橋年金事務所へお問い合わせください。

☎027(231)1706



## 送迎バス運行表(7月)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1日	2日	3日	4日
			玉A地区	玉B地区	芝根地区	開館
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
休館日	上陽地区	玉A地区	玉B地区	芝根地区	上陽地区	開館
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
休館日	玉A地区	玉B地区	芝根地区	上陽地区	玉A地区	開館
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
休館日	玉B地区	芝根地区	上陽地区	休館日 海の日	休館日 スポーツの日	開館
26日	27日	28日	29日	30日	31日	
休館日	玉A地区	玉B地区	芝根地区	上陽地区	玉A地区	

## 区域別・時間別表

区域	午前9時	午前9時10分	午前9時20分
玉村A地区	角淵・上之手	5、6、7丁目	8、9丁目・上飯島
玉村B地区	南玉・与六分	宇貫・八幡原	上新田・板井・斎田・福島
芝根地区	箱石・下之宮・小泉	五料・飯倉・川井	下茂木・後箇・上茂木
上陽地区	上樋越・中樋越	藤川・飯塚	原森・上福島

## 停留場所

※帰りのバスは午後3時に出発します

行政区	停留場所	行政区	停留場所	行政区	停留場所
角淵	墓地十字路・岩倉橋土手・家具屋	八幡原	公民館	下茂木	研修所西南十字路
上之手	不動産前・公民館	上新田	公民館・角田病院前	後箇	東屋
5丁目	商工会西駐車場	板井	西部公民館・諏訪神社南・東部公民館	上茂木	酒店前
6丁目	公民館東十字路	斎田	井野商店	上樋越	公民館
7丁目	メモリアルホール	福島	公民館	中樋越	ビニールハウス前(中樋越西)
8丁目	家具屋	箱石	消防7分団		児童館・公民館
9丁目	金田石油南	下之宮	月田商店	藤川	万寿屋・公民館
上飯島	三和食堂	小泉	みつわ団地入口	飯塚	公民館
南玉	お墓・団地・幼稚園入口	五料	郵便局西・公民館	原森	公民館
与六分	町宮・玉村高校	飯倉	公民館	上福島	公民館
宇貫	公民館南	川井	公民館・牛舎跡地		

### 7月のお知らせ

7月のふれあいステージは、中止とさせていただきます。

### ■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、臨時休館とさせていただきますことがあります。

老人福祉センター(玉村町社会福祉協議会)

☎(65)1294

FAX(65)1309

# 玉村町老人福祉センターからのご案内